

2008（平成 20）年度

# 年度計画

自 2008（平成 20）年 4 月 1 日  
至 2009（平成 21）年 3 月 31 日

独立行政法人 日本貿易振興機構

## 目 次

I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1
1. 効率化目標の設定及び総人件費改革	1
2. 費用対効果の分析の取り組み	1
3. 柔軟かつ機動的な組織運営	1
4. 民間委託（外部委託）の拡大	2
5. 随意契約の見直し	2
6. 資産の有効活用等に係る見直し	2
7. 情報化	2
8. 自己収入拡大への取り組み	2
9. 官民競争入札等への対応	3
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置等	4
1. 対日投資拡大	4
2. 我が国の中小企業等の国際ビジネス支援	6
〔1〕 輸出促進	6
〔2〕 在外企業支援	11
〔3〕 国際的企業連携支援	13
3. 開発途上国との貿易取引拡大	16
4. 調査・研究等	19
〔1〕 調 査	19
〔2〕 研 究	22
〔3〕 情報発信	29
〔4〕 貿易投資相談	31
III. 財務内容の改善に関する事項	33
1. 自己収入拡大への取り組み	33
2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等	33
IV. 予算、収支計画及び資金計画	33
V. 短期借入金の限度額	33
VI. 重要な財産の処分等に関する計画	34
VII. 剰余金の使途	34
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	34

1. 施設・設備に関する計画	34
2. 人事に関する計画	34

## **I. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

日本貿易振興機構（ジェトロ）（以下「機構」という）では、組織として、行政改革での議論を踏まえつつ、第二期中期目標や経済産業省独法評価委員会ジェトロ部会で提示されたPDCAサイクルに基づく業務改善、サービス利用者の不満・クレームの業務改善への活用、サービス非利用者へのアプローチ、積極的な広報活動を通じた業務改善と利用者の拡大等を図る。

### **1. 効率化目標の設定及び総人件費改革**

運営費交付金を充当して行う業務については、第二期中期目標期間中、一般管理費について毎年度平均で前年度比3%以上の効率化を行うとともに、業務経費について毎年度平均で前年度比1%以上の効率化を行うものとする。このほか、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う業務についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、5年間で5%以上を基本とする削減の着実な実施を行うとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

### **2. 費用対効果の分析への取り組み**

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

### **3. 柔軟かつ機動的な組織運営**

機構本部及びアジア経済研究所（以下「研究所」という）、国内事務所、海外事務所間における、情報の円滑な流通・有機的連携の向上に努める。

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、より事業の効率的実施が可能な組織設計を行う。研究所の有する能力を最大限発揮するため、種々の研究課題に柔軟に対応する。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。

また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）の中で「組織の見直し」として、ジェトロに対して以下の通り指摘がなされている。

- ① 国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする

- ② 海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする
  - ③ 国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する
- 今後はこれらの指摘を十分に踏まえつつ、組織体制の整備を進めていくこととする。

#### **4. 民間委託（外部委託）の拡大**

人事・給与等、物品調達などの各業務については、情報システムの統一化などを進めるとともに、積極的に外部委託を図る。「民間でできることは民間に」という原則を基本として、実施している事務・事業について、民間参入に向けた環境整備を積極的に推進する。

#### **5. 随意契約の見直し**

「独立行政法人における随意契約の見直しについて」（平成 19 年 8 月 10 日付事務連絡。行政改革推進本部事務局、総務省行政管理局から各府省担当官あて）を受けて、昨年 9 月に策定した「随意契約見直し計画」を踏まえ、契約の透明性や公平性を確保する観点から、契約は原則として、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）に移行するものとし、随意契約の割合を大幅に引き下げる。また、透明性の確保等の観点から、2007 年度契約締結の契約の状況から月毎にウェブサイト上で公表している。

#### **6. 資産の有効活用等に係る見直し**

機構の保有する研修施設等について、一般利用への開放等により、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行う。

#### **7. 情報化**

- (1) 利用者の利便性向上のため、ウェブサイトの画面構成の向上等を進める。
- (2) 各種データベースについては、利用者の利用状況の把握・分析や利用者の意見を踏まえ、その内容を更に充実させる。
- (3) 内部の管理業務等については、「人事給与システム」の導入・運用などにより、作業の効率化や業務における部署間の連携が円滑に行われるよう体系的整理を行い、改善を図る。
- (4) 業務・システムの最適化を計画策定、実行、評価、改善の PDCA サイクルに基づき、継続的に実施する。

#### **8. 自己収入拡大への取り組み**

今般の行政改革の主旨を踏まえ、自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者負担のための基準を策定し、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を満たす事業については積極的に受益者負担を求めていく。

## 9. 官民競争入札等への対応

「独立行政法人整理合理化計画」におけるジェットロに対する指摘（「事務・事業の見直し」）並びに「公共サービス改革基本方針」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）の中で、以下の事業・業務を官民競争入札等の対象とすることが定められた。①と②は 2008 年度末までに、③と④、⑤は 2009 年度末までにそれぞれ入札を実施する必要があることから、所要の準備を行っていく。

- ① 外国企業誘致担当者育成事業
- ② 見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運營業務
- ③ ビジネスライブラリーの運營業務
- ④ 研究所図書館の運營業務
- ⑤ 環境関連ミッション受け入れ事業

## Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置等

### 1. 対日投資拡大

#### (1) 基本方針

- ① 企業と人材の確保は世界を舞台とした国家・地域間の競争である。本事業の目的はグローバルにビジネス展開を図る企業に投資先として日本・地域を選択して貰うことである。

外国企業による対日直接投資は、新たな製品やサービス、技術や経営ノウハウ、及び我が国に雇用機会を創出し、海外からの安定的な資金流入をもたらす。少子高齢化が進展する我が国が引き続き、経済成長を遂げる為には対日直接投資を尚一層効率的に実施する必要がある。

政府は2006年6月に「対日投資加速プログラム」を策定し、2010年に対日直接投資残高のGDP比で倍増となる5%程度達成を政府目標に設定した。「対日投資加速プログラム」の内容は、①地域への投資促進、②スピード感を持った包括的な投資環境整備、③広報活動を通じた一層の理解促進を主軸としている。ジェトロは「対日投資加速プログラム」に沿って、地域への投資促進及び広報活動を中心となって担っていく事が期待されている。投資環境整備については、外国企業が直面する問題点について、政府への繋ぎ役を果たして行きたい。

- ② 第一期中期計画における、ジェトロの積極的な対日投資案件の発掘・支援活動は、我が国の対日投資拡大に向けての取り組み姿勢を内外に浸透させる役割を果たしてきた。

第二期中期計画における、4年間で発掘・支援件数4,800件、誘致成功件数480件の目標の下、昨年度に続き今年度も、発掘・支援件数1,200件、誘致成功件数120件を目指す。アウトカムの向上ならびに、3,000万円超の案件を優先するなど、投資効率の改善にも努め、政府目標達成に貢献する。

特に地域への投資促進及び広報の強化を念頭に置き、従来の新規投資案件発掘に加え、二次投資・フォローアップ支援の拡充、情報発信の多言語化などの取り組みを強化する。

- ③ 国内地域が誘致活動の重点分野と位置付けている(イ) ICT(ソフトウェア、情報機器、半導体等)、(ロ) 医療・福祉(医療機器、介護関連、ライフサイエンス等)、(ハ) 機械機器(自動車部品、機械・機械部品等)、(ニ) 流通・サービス(小売、観光関連等)に注力して米、欧州、東アジアを中心に発掘・支援活動を展開する

#### (2) 活動方針

- ① 国内外における投資案件発掘・支援活動の強化

より質の高い投資案件の発掘に努めるとともに、既存案件に対しても、継続的にきめの細かい支援を提供する。具体的に日本への投資を検討している外国企業に対し、ジェトロは「世話焼き」を徹底的にする。その傍ら、潜在的に「日本は遠い・高い・難しい」と考える外国企業に対して、複数年度にまたがり、継続的な情報提供を実施し、日本への関心

喚起に取り組む。

また、投資効率の改善の観点から、特に経済波及効果の高い大型の投資案件については、人員、予算を集中的に投下し拠点設立の実現を目指す。

さらに、地域への投資誘致の観点から、東京及び地方 IBSC を中心に貿易情報センター間で支援ノウハウを共有・活用し企業誘致への取り組み強化を図る。

## ② 地域への外国企業誘致支援

地域経済の活性化が日本経済の最も重要な課題との認識の下、日本各地域への外資誘致を図るべく地方自治体等の企業誘致活動を全面的にサポートする。

大阪本部・貿易情報センター、地方 IBSC を通じて地方自治体と連携し、ミッション受け入れ、企業招へいなどを始めとした地域への外国企業誘致活動を積極的に実施する。地方自治体の要望に基づく支援はもとより、案件の紹介や誘致活動への提言など機構から地域への働きかけを強化する。

また、対日投資ウェブサイト「地域進出支援ナビ」の拡充、自治体からの受託事業(海外でのトップセールス、セミナー開催)などを通じて地域の情報を外国企業に向けて発信していく。さらに、勉強会の組織・運営、普及セミナー開催による体制・環境整備支援など地域の状況に応じてきめ細かいサービスを行う。

## ③ 既進出企業に対する定着・二次投資支援

第二期中期計画より新たに取り組み始めた既進出外資系企業の二次投資支援については、政府の対日投資会議（対日直接投資加速プログラム）や対日投資地方自治体フォーラム（対日直接投資促進のための国への要望・提言）で外資系企業の創業期から事業の拡大までをシームレスにサポートする機能の充実が期待されている。

まず地方自治体の要望を把握し、各地域のビジネスポテンシャルなど進出後の地域への事業展開の際に検討材料となる投資情報を充実させ、地方自治体と連携して既進出外資系企業に働きかけを行う。

## ④ 国内外に向けた広報活動

第一期中期計画期間で機構は北米、欧州を中心に、我が国の投資環境情報発信に努めた。その結果ウェブサイトへのアクセス件数も飛躍的に伸びた（2003年度月平均 82,182→2006年度月平均 193,144）。大型立地投資案件の相談件数が増加したのもこうした日常の広報活動の結果であり、継続的に実施していく必要がある。

今後は外国企業に対してはウェブサイト内の地域情報部分（地域ナビ）の拡充・多言語化に取り組む。

日本国内においては対日投資誘致活動の円滑化という観点から、機構が主催する情報提供イベントや新聞、雑誌、テレビなどのメディアを活用し、対日投資がもたらす経済波及効果や地域が活性化した事例の紹介を実施していく。

## ⑤ 調査および投資環境改善に向けた提言

海外での投資案件発掘活動をより効果的に支援するべく、テーラーメイド調査及び既進



出企業の事例蓄積の充実を図る（高い経済効果の見込まれる投資案件に対するフォローアップも継続する）。また、対日投資の効果・影響に関する調査、投資促進施策立案に資する調査を引き続き実施する。

一方、より良い我が国の投資環境作りに貢献するべく、拠点設立を目指す対日投資支援企業、および国内ビジネス展開を図る既進出外資系企業が直面する法制度上の問題点について、日常の支援業務を通じて把握し、善処策を検討の上、対日投資有識者会議等の場で提言していく。

こうした活動により、従来の新規案件発掘・支援に加え、進展していない既存案件のフォローアップによる追加支援及び進出した外資系企業の定着・二次投資促進等の進出後の支援を合わせて、対日投資案件発掘・支援件数を 2008 年度 1 年間で 1,200 件以上とする。また、新しいビジネスモデルの導入等我が国経済の活性化につながる対日投資案件の発掘・誘致、地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献、我が国の投資環境の PR 等の具体的な成果事例（アウトカム）の実現を図るとともに、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

## 2. 我が国中小企業等の国際ビジネス支援

### 〔1〕輸出促進

#### （1）基本方針

中小企業が地域資源を活用する取り組みを支援するため、2007 年 5 月に「地域資源活用促進法」が制定され、この中でジェトロは「地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進」する機関とされている。さらに、2007 年 10 月の閣僚懇において福田総理から各省に対し、地域活性化策推進の要請が出され、これに基づき「地域産品の輸出促進」を含めた「農商工連携」が地方再生への取り組みの一つとして位置付けられている。

こうした政策ニーズを踏まえ、組織横断的に農林水産物を始めとする地域産品の輸出促進に取り組み、併せて関係省庁及び地方自治体等との連携を深めるため、「農林水産物等地域産品輸出促進本部」を設置し、地域産品の輸出促進を強力に推進する体制を整備する。

2007 年 5 月に経済産業省が発表した「感性価値創造イニシアティブ」では、従来のものづくりに加え、コンテンツ、ファッション、デザインを価値ある無形資産として認識し、それらの創造を経済活動の基盤に据えて、我が国経済・社会の新たな発展を図るとしている。

また、2007 年 6 月に経済産業省が発表した「新経済成長戦略大綱」は、日本経済の国際競争力の強化を最も重視し、技術と感性の融合を日本の強みとして世界に発信していくことを目的としている。

2008 年度は、こうした政策を踏まえ、前年度に続いて「感性価値と技術力の融合」をア

ピールしつつ、コンテンツ、繊維（テキスタイル、アパレル・ファッション）、デザイン（地域伝統産品）、機械・機器・部品、食品の5分野を重点に、海外市場情報の提供、イベント・展示会への参加・出展を通じた業界全体の知名度の向上及び地域産品の海外展開を促進すべく、中小企業等の海外販路拡大を支援する。

農林水産物、食品については、現在、日本産農産品の輸出促進が政府の重点課題の一つとなっており、政府は輸出額を2013年までに1兆円規模（2006年：3,739億円）にするという目標を掲げている。

こうした政府の輸出促進目標の達成に資するため、日本産農林水産物の主要輸出先である欧米諸国及びアジア向け輸出の拡大を引き続き図るべく、見本市出展やイベント開催、それに調査を実施することにより、輸出拡大に繋げていくものとする。また、輸出促進アドバイザー等を活用し、地域から海外への輸出促進を併せて支援する。

輸出有望案件発掘支援事業では、地域における個別の中小企業の輸出案件支援を効果的に実施し、商談成果を高めるため、専門家の随伴支援の前にバイヤーのスクリーニング、モニタリング調査を行うなど、本事業における海外事務所の機能を強化する。さらに、商談に随伴した専門家及び職員による成果普及セミナーの開催等を通じて本事業の成果を地域の中小企業全体に広く普及する。

## （2）活動方針

2007年度は、原則として目的別に整理した4つのプログラム（①「日本ブランド発信プログラム」、②「販路開拓プログラム」、③「輸出有望案件発掘支援プログラム」、④「食品販路開拓総合プログラム」）を立ち上げ、第二期中期目標期間における輸出促進事業のプラットフォームを整備してきた。2008年度は、新たに「感性価値創造」「農商工連携」「海外貿易会議」「日中韓産業交流等展示会」の4つのプログラムを加え、以下の活動方針に基づき、第二期中期目標を高いレベルで達成すべく各プログラムを実施する。

### ①「日本ブランド発信プログラム」

これまでのCool Japan、ソフトパワーの発信という概念に加え、日本の感性価値の訴求を新たな切口として、当該製品や業界全体のイメージ、認知度を高め、取引機会や販路の拡大につながる事業を展開する。

これまでに実施してきた広報イベントの開催等を通じ、現地に拠点を構える機構ならではのネットワーキング力、情報収集・発信能力、イベント企画・運営能力に対する業界団体等の期待は高まっている。こうした期待に応えるべく、引き続き各分野の有力見本市における各種イベントの開催を通じて日本の製品・作品のPRを行うとともに、コーディネーター、アドバイザーを活用した個別企業の取引拡大支援、取引ノウハウやバイヤー情報の整備、バイヤー・ネットワークの構築、ジャーナリスト、バイヤー等の招致を実施する。

支援対象分野は、2007年度に引き続き、従来の内需志向型産業分野、あるいは中小企業性の高い製品分野として、（イ）コンテンツ、（ロ）繊維（テキスタイル、アパレル・ファッション）、（ハ）デザイン（特に国内需要の縮小から新製品・デザイン開発と新市場開拓が喫緊の課題である地域伝統産品）とする。各支援対象分野別の事業実施方針は次のとおり。

#### (イ) コンテンツ

映画、アニメ、TV 番組、音楽、コミックについては、業界団体との協力による海外の有力見本市における PR とこれら見本市と連動したイベントの開催を通じて日本の作品の売り込みを継続する。ゲーム業界に対しては、2007 年度に続き、米国で開催される GDC (Game Developers Conference) へ参加するミッションを派遣し、現地での広報活動とともに、商談会を開催する。

中国市場の開拓については、これまでに取り組んできた日本のコンテンツホルダーに対する啓蒙活動、中国当局あるいは関係業界や企業とのネットワーキングの成果を活かし、具体的なビジネスにつなげるための仕組み作りを行う。

さらに、コンテンツの国際ビジネス促進のための基盤整備として、海外コンテンツ市場・メディア市場の動向、諸外国の制度・規制、日本製コンテンツの普及状況、現地バイヤー情報といった海外の関連情報の収集と国内関係企業等への提供に取り組む。

#### (ロ) 織 維 (テキスタイル、アパレル・ファッション)

日本のファッションの知名度向上とアパレル分野の輸出促進を目的として、2006 年度から年 2 回のジャパン・ファッション・ウィーク (JFW) の海外広報及びバイヤー招致活動の支援を行ってきており、機構の支援に伴って海外メディアにおける JFW の注目度、JFW を訪れる海外バイヤーの数は年々着実に増加している。

2008 年度は、JFW への支援開始 3 年目となり、海外バイヤーを本格的に呼び込むための取り組みを行う。

さらに、テキスタイル分野については、欧州等の高級品市場をターゲットとし、権威のある見本市や独自に開催する商談会において、ジャパン・クオリティ、ジャパン・ブランドを訴求した海外市場の開拓を支援することにより業界全体の国際展開を後押しする。

#### (ハ) デザイン (伝統産品)

日本の感性価値の訴求を重視した事業展開を図る。具体的には、日本の強みである「感性価値と技術力の融合」を海外の有力見本市・展示会においてアピールすることにより、海外市場における日本のデザイン力と製品の評価の確立に貢献する。

さらに、海外の著名なデザイナーやデザイン誌の編集者等を招致し、デザイン分野における海外有力者とのネットワーキングの強化、招聘者を通じた日本の感性価値を活かしたデザインに関する情報発信に取り組む。

#### ② 販路開拓プログラム (BRICs 等新興市場開拓を含む)

国際競争力と海外販路開拓意欲を有するものの、ノウハウや経験・人材不足から輸出に至っていない中小企業等に対し、海外での見本市・展示会への出展支援を通じて海外市場への販路拡大を支援する。

東アジアの経済発展、BRICs の高成長と内販市場の拡大、チャイナプラスワンとしての存在感を増すベトナム、油価高騰に伴う産油国など、新興市場が急拡大しており、こうい

った新興市場への市場開拓支援にも注力して行く。

具体的には、各分野において数多くのバイヤーを集めることで評判が高く、かつ日本製品の大きな消費市場となりうる地域で開催される専門見本市に参加する。繊維分野ではアパレル・テキスタイル等の欧州での専門見本市、デザイン分野においては欧州及び北米市場の高級消費財等の専門見本市を対象とする。また機械・部品分野では自動車や工作機械、建設機械等を対象とした中国、ベトナム等の新興市場における展示会への参加、開催を行う。

### ③ 輸出有望案件発掘支援プログラム

2007年度に引き続き、全国に15名の専門家を配置し、各地の関係機関の協力も得ながら、機械・機器・部品、繊維、地域伝統産品・和雑貨、食品の各分野を中心に、優れた技術や製品を持ちながら、経験・ノウハウ・人材の不足等から海外市場に目が向いていない地域の中小企業を発掘し、輸出意欲を喚起するとともに、発掘した企業の製品特性等に合わせた個別の商談支援を提供する。

加えて、2008年度は、成約効率を高めるため、新たに海外事務所によるバイヤーの事前スクリーニング、モニタリング調査を実施する。

さらに、支援対象企業の商談に、専門家に加えて貿易情報センター職員を随行させ、現地での商談支援体制を強化するほか、成功事例の紹介などを目的とした映像等を記録し、帰国後に海外市場の具体的な動向等についての報告会、メールマガジンへの執筆、成功事例集の作成補助等を行って各地域に密着した支援及び成果普及活動を強化する。

### ④ 食品販路開拓総合プログラム

農林水産物を含めた食品の輸出促進に積極的に取り組む。特に所得向上の著しいアジア諸国、日本食ブームが広がる欧米先進諸国、新興国等への日本食品の輸出促進を「日本食品等海外展開委員会」の提言をもとに重点的に実施する。具体的には、上述の地域で開催される展示会への出展や有識者を集めて効果的な輸出促進の方策を検討する「海外貿易会議（仮称）」の開催等を通じ、販路開拓を支援していく。また、農政局等の組織、団体とも密接な連携を図っていく。

こうした活動により、日本ブランドの海外市場における認知度の向上、企業・産地等による新たな輸出ビジネスへの取り組み事例等の具体的なアウトカムの実現を図るとともに、全体として2008年度1年間で2万9,859件以上の商談を提供し、分野別の目安を次のとおりとする。

(内訳)

繊維	525 件
デザイン（地域伝統産品含む）	5,620 件
機械・機器・部品	10,160 件
コンテンツ	350 件
食品	13,204 件

さらに、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、

4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

⑤ 農商工連携（地域産品）輸出促進プログラム

農商工連携により、各地域の経営資源の有効活用を図ることによって、地域産品の輸出促進を図るべく、（イ）地域産品の輸出アドバイザーを通じた相談業務、案件の発掘、（ロ）海外コーディネーターによる地域産品の販路拡大のためのビジネスマッチング、（ハ）地域産品の試験輸出等による主要輸出市場における課題の抽出、（ニ）地域産品輸出の支援実績をフォローし、失敗事例等の調査、分析を行い事例集として情報提供する。

また、技術、デザインの高付加価値化による知的財産の積極的、戦略的活用は農林水産品・食品、伝統産品等を始めとする地域産品の国際競争力を高め、輸出環境の整備、地域経済活性化を図る上で極めて重要である。当機構が実施するこうした知財、模倣品対策、更には諸外国と地域間で進める技術開発、改良の国際企業連携を支援する（RIT）など、他の部局が実施する事業との密接、かつ有機的な連携を図るべく、当機構内に「農林水産物等地域産品輸出促進本部」を設置し、総合的な輸出促進事業を展開する。

⑥ 海外貿易会議

地域産品の輸出促進を目的として、海外見本市等の開催機会を捉え、生産者、流通、販売業者に加え、現地バイヤー、関連団体等の参画も得て、官民有識者による「海外貿易会議」を開催し、輸出促進のための戦略的、効果的な方策を検討する。

⑦ 感性価値創造展示プログラム

日本政府（経済産業省）は、我が国産業の競争力の強化と生活の向上を目的とした今後の産業政策の柱として「感性価値創造イニシアティブ」を推進している。具体的には日本の強みである「感性、技術力」を最大限活用し、我が国企業が積極的に海外に打って出るための支援を行うとし、このため日本の感性価値創造の海外への発信の必要性が求められている。こういった背景を踏まえ、関係機関との協力の下、海外のプレステージの高い会場にて単独開催し、関連シンポジウムを開催するなどを通じて、日本の感性価値を総合的に紹介する。

⑧ 日中韓産業交流会（大阪）

2006年3月の中国・山東省（青島）、2007年6月の韓国ソウルの開催に引き続き、大阪で2008日中韓産業交流会を開催する。電機、電子、輸送機器、一般機械などの分野におけるものづくりの技術面での相互協力に加えて、環境問題や高齢化など日中韓3カ国が抱かえる共通課題に対処するためのビジネス連携の促進、新たなビジネスモデルの構築、アジアワイドでのビジネス展開を図る。シンポジウムのテーマは「東アジアのトライアングルからリージョナルへ」、サブテーマは「環境・省エネ技術分野における三カ国協力の推進」

## 〔2〕 在外企業支援

### （1）基本方針

- ① 日本にとって、アジア等海外のダイナミズムを取り込んでいくことが、人口減少下での安定的な経済成長のために不可欠となっている。東アジアを中心とする海外での企業活動を促進し、持続的な経済発展を実現するためには、オープンかつシームレスな国際事業環境を整備することが重要である。このため、我が国政府は、関税の撤廃・削減のみならず、貿易の円滑化、投資、知的財産保護等の制度整備、ビジネス環境整備など包括的な経済連携協定（EPA）の締結を東アジア各国との間で推し進めている。このような背景のもと、機構は政策実施機関として、在外企業の事業環境の整備、事業の円滑化にむけた支援を行う。具体的には、日本企業が直面する諸問題を解決するため、進出日系企業の「駆け込み寺」として、法務、労務、税務等の経営上の課題にワンストップで対応するほか、それらを踏まえて日本企業が直面する課題を政府と情報共有し、政府間協議などを通じて制度改善が行われるよう、取り組みを強化する。
- ② 模倣品・海賊版など知的財産侵害品ニセモノによる日本企業の被害は、中国をはじめとするアジアから、欧米先進国、中東、中南米、ロシアなど各国へ広がっている。ニセモノは企業が本来得べき利益を奪うのみならず、企業の適正な国際競争をゆがめ、消費者の企業ブランドへの信頼を低下させる。世界各地で拡大するニセモノ被害に対し、機構は企業を支援する公的機関として、日本企業を被害から守り、抑止力の向上を図るべく事業を展開する。特に、内外の知財保護団体、在外企業、政府と連携し、日本企業が有する知的財産が外国市場海外において不公正な扱いを受け、措置によって不利益を被ることがないように、企業が有する知的財産が適正に保護・活用される事業環境の整備に優先的に取り組む。政府の「知的財産推進計画」で機構が担当と位置づけられた諸課題を着実に実行する。特に、中小企業に対しては、ニセモノ被害の予防と自力救済の支援に力を入れる。
- ③ BRICs として注目されるインドやロシアは、近年著しい経済成長を見せており、新たな市場開拓の観点から輸出先、投資先として日本企業の関心が高まっている。今後、中長期的には BRICs や VISTA、ネクストイレブンといわれる新興国経済が日本企業にとって海外事業の主戦場となることを考慮し、これらの国々におけるビジネスチャンス情報を的確かつタイムリーに提供するための事業展開を行う。
- ④ なお、事業の実施に当たっては、我が国企業の対象国での活動内容や関心の度合い、対象国の経済発展段階を考慮し、日本企業がビジネスを行う上での課題に即した支援を行う。

### （2）活動方針

上述の基本方針を受けて、各地域で在外企業支援に関する事業を実施していく。

- ① 海外進出日系企業の活動円滑化支援（進出検討中の日本企業支援を含む）

- (イ) 東アジアにおいて経済統合の動きが活発化している。また、我が国と各国との間で EPA 締結が進展し、ビジネス環境が急速に変化している。こうした状況下、日本企業の新たなビジネス戦略立案支援するため FTA、EPA 等の情報を収集し、効果的な利用を促す。また、企業の地域戦略が多様化していることから、ビジネス環境や企業戦略の変化に応じ、アドバイザー、BSC、リテイン事業を有機的に連携させ、進出日系企業を総合的に支援する。アドバイザー配置は企業ニーズや体制を勘案し随時見直しを行っていく。BSC についても、企業ニーズや相手国政府との関係を考慮し、一定数、一定期間内での事業完了を原則とした設置基準を策定する。
- (ロ) 2005 年 4 月に中国 5 ヶ所に拡充した進出企業支援センターの活動を引き続き積極的に行い、「中国ビジネス相談はジェットロ」という評価を定着させる。具体的には地方での巡回相談を強化し、新たな顧客開拓を図るほか、FAQ の作成などにより相談の効率化、質の向上を図る。進出日系企業の抱える問題については、各事務所での対応を在中国全事務所でも共有し、現地政府に提言する等、現地のビジネス環境改善に資する活動に引き続き取り組む。
- (ハ) 一定規模以上の進出日系企業数がありながらも、現地ビジネス環境が未整備である国々においては、法務、労務、税務等の経営上の課題に対する個別相談や情報提供を行うのみならず、現地日系企業が抱える問題点を集約し、現地政府への提言を行うなど、ビジネス環境の改善に資する活動を行う。
- (ニ) 我が国製造業及び進出日系企業の円滑な部品・部材調達に対するニーズが引き続き高いことから、逆見本市開催等によりこれら企業のビジネス支援を展開していく。

## ② 知財権保護事業

- (イ) 企業活動のグローバル化に伴い、日本企業のニセモノ被害は世界各地に広がっている。ニセモノの生産・流通・販売には現地の犯罪組織が関与することがある。また、その手口は取り締まり当局による摘発を逃れるため、年々高度化、巧妙化する傾向にある。ニセモノ業者は市場での人気商品や知財保護の取り組みの弱い企業に眼をつけ、摘発リスクと利益を勘案した上で、相対的にガードの甘い（リスクの少ない）商品をターゲットにする。
- (ロ) 日本企業をニセモノ業者から守り、抑止力の向上を図るため、以下の対策を講じる。
  - (i) 海外でのニセモノ対策に不慣れな中小企業などを対象に模倣品・海賊版対策の基礎情報を提供する。(ii) 法務、知財担当セクションを持つ企業を対象に、海外での知的財産保護について実務情報を提供する。(iii) 国内外において、知財に係わる相談に対応する。(iv) 国内外において、知財保護を目的とした組織を立ち上げ、日本企業の組織化・取り組み強化を支援する。国内においては、引き続き国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) およびコンテンツ海外流通促進機構 (CODA) の事務局を担うとともに、官民一体となった知財保護活動に取り組む。また、2007 年度にスタートした中小企業国内 IPG の活動を強化する。海外においては、現地機構事務所を中核に進出日本企業をメンバー組織化する知的財産問題研究グループ (IPG) を、新たにニセモノ被害が多発する中南米などで展開する。併せて、中国などの既存の IPG と新設 IPG のネットワーク連携の強化を図る。(v) 中小企業が

- 海外で権利を有する知的財産の侵害実態調査事業（助成事業）に利用拡大を図る。
- (ハ) 上述（ロ）のうち、(iv) については、IIPPF と海外 IPG との連携を強化し、日本企業の意見を当該国の法律・条令等の改正に盛り込めるよう相手国政府への働きかけを強める。法執行能力の向上を目的とした協力事業を権利者、現地 IPG と連携し強化する。このほか、CODA が進める海賊版対策事業においては、従来からの著作権侵害、違法営業等に加えて、CJ マークによる権利行使、摘発を行なう。
  - (ニ) このほか、2007 年度に引き続き、全米商工会議所、ビジネスヨーロッパなどをパートナーとした日米欧民間団体の連携に取り組み、中国対策などで具体的な成果を得る。

### ③新興市場国への展開支援

- (イ) 経済成長が著しいインドに対する日本企業の情報ニーズが高まっている。そこで、こうしたニーズに応えるべく、リテイン事業、BSC、アドバイザーなどの事業ツールを有効に活用し、ビジネス支援を行っていく。
- (ロ) 国内においては、中堅・中小企業などの関心は高いが独自の情報入手が困難な東アジア、新興市場国の投資環境に関する情報ニーズに対応するため、機構主催のミッション派遣、投資セミナー開催などを通じて最新の情報を提供し、進出検討中の日本企業を支援する。なお、これらの事業実施にあたっては、海外調査部やアジア経済研究所との連携を図る。
- (ハ) 海外進出日系企業による新興市場国など第三国への展開を支援するため、東アジア、中東欧、中南米などを対象として、現地でのセミナーやミッション派遣など外—外事業を展開する。

こうした活動により、我が国企業の海外における知的財産権の保護、現地政府等への提言等による現地日系企業の事業環境の改善等具体的なアウトカムの実現を図るとともに、在外企業支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

## **〔3〕国際的企業連携支援**

### **(1) 基本方針**

我が国経済および産業の持続的成長を支えるためには、次世代を担う新産業の創出・強化を進めることが重要である。そのためには、技術開発を含め、幅広くイノベーションを促進することが求められている。こうしたイノベーションは、高度化かつ複雑化する一方で、世界市場の急速な展開に対応するために成果実現のスピードが同時に求められるものとなっている。そのため、一国一企業単独の活動では限界があり、国境を越えた産・学・官・地域等との連携を強化し、加速化させることが不可欠となっている。こうした観点から、国際的企業連携支援の方向性としては、以下の 5 つの軸を見据えた対応を考えていく。

第一に、国際アライアンス形成の積極的支援である。バイオテクノロジー、ICT、ナノテクノロジー等、政府の基本方針（例：新経済成長戦略等）にも示された分野での、国際企



業連携を支援する。

第二に、イノベーションの支援である。バイオ等、各産業分野の成長の推進力であるベンチャービジネスの国際展開を支援することで、将来の新産業育成を図る。

第三に、環境・エネルギー分野等における取り組みである。持続可能な経済成長の達成のためには、環境・エネルギー制約の打破が必要であり、地球環境問題への対応、産油国等との関係強化等を視野に入れたプロジェクト形成支援や経済基盤整備等支援、同分野の展示会・商談会を活用したアライアンス形成等の支援を行う。

第四に、国際的な地域間交流の推進である。国境を越えたビジネスアライアンスの形成を通じたイノベーションの推進を支援するという視点も踏まえ、産業集積地間での国際連携促進に繋がる事業展開の支援を図る。

第五に、将来的な国際連携の基盤を整備するためにも、我が国企業が保有する研究成果や独自技術を世界市場へ発信するための支援を行う。

これらを、政府施策を踏まえつつ、関連する政府・業界等からの委託事業をも活用しながら、機構各部の事業との連携の下に機構が持つ国内外ネットワークをフルに活用しながら実施する。

## (2) 活動方針

各地域での主要な展示会等への出展・商談会等を通して、最終的なアウトカムとしての具体的な企業連携案件および新規事業の創出を念頭においた事業展開を進める。その際、これらの国際的な企業連携を支援することが対日投資の促進、輸出の拡大等に繋がっていくよう、以下のプログラムを展開する。

また、事業の実施に当たっては、政策ニーズ、産業界等のニーズ、機構に期待される役割、事業の具体的な効果を考慮しながら、当該分野における関係省庁・業界団体等との連携を踏まえて事業推進を行うとともに、機構が今後取り組むべき新たな産業分野や事業活動について、その萌芽の育成を図る。

なお、個々のプログラムの実施については、その効率化を図るとともに、事業間の連携を常に考慮し、プログラム間の相乗効果があがるよう工夫していくこととする。

### ① 活動基盤整備プログラム

次世代を支える新産業の創出・強化に向けて効果的な産業交流・企業アライアンスの場を提供するためには、産業界等のニーズ把握を踏まえ、事業立案・運用に繋げていくことが肝要。

そこで以下のような取り組みを行うことで、産業界等のニーズに十分に対応した事業実施方針の策定や施策の充実に結び付けていくこととする。

- (イ) 日本側の業界や企業ニーズ及び政府等の政策ニーズの把握を実施。
  - (ロ) 産総研やNEDO等との連携を通じた効率的な海外情報の収集。
  - (ハ) 政府や産業界等からの委託調査等をも活用しながら、主要国の最新技術開発動向及び国際標準作りに関する情報の収集と発信。
- (ニ) 「科学技術国際フォーラム」の開催支援を通じた科学技術・産業技術分野等における

人的ネットワークの更なる拡大。

#### ② ハイテクベンチャー支援プログラム

我が国のイノベーションを推進し、新規産業創出の担い手となるのはベンチャー企業である。その育成を支援し、さらに海外での開発や海外企業との技術提携・業務提携を形成するためのノウハウ普及および啓発を目的としたセミナー等を実施するとともに、欧米のインキュベーション施設を活用し、我が国ベンチャー企業等の国際展開活動支援を実施する。実施に当たっては、企業ニーズを勘案し、効果的・効率的な事業推進を図っていくこととする。

#### ③ 国際アライアンス形成支援プログラム

バイオテクノロジー、ICT、ナノテクノロジー、ロボット関連技術など、我が国の次世代を支える戦略産業において、海外企業との交流促進、双方向での貿易振興、投資交流等を喚起するための国際間産業交流や企業アライアンスの形成支援を、セミナー・シンポジウム等の開催や世界的なイベントへの参加、展示商談会の場を活用して行う。また、実証段階にある我が国発有望技術の世界市場におけるデファクト標準化に向けた取り組みを支援していく。個々の事業の実施に当たっては、政策ニーズ、産業界等のニーズ、機構に期待される役割、事業の具体的効果を考慮しながら事業推進を行う。さらに、近年特に社会の関心も高く、政策ニーズ、企業ニーズの大きな環境・エネルギー分野については、国内外の関連する展示会等の場をとらえ、セミナーや商談会等の開催を行うことで企業間の連携支援を行う。

#### ④ 地域間交流支援プログラム

我が国には、卓越した専門性や技術を有しながらも、未だ連携パートナーや販売先が国内に限定されているため、国際市場に進出していない中小企業群が存在する。

そこで、機構の持つ海外情報・ネットワークを活用し、これら中小企業の集積地が海外の集積地との産業交流（例：専門家による調査、ミッション派遣、有力企業招聘等）を通じ、企業間の国際連携促進や新製品・サービス開発などの新産業創出を目指す取り組みへの支援を行う。

こうした支援を通じて、地域が、直接海外のパートナーや国際市場を意識することで、地域発イノベーションの推進、地域経済の活性化にも大きく貢献することが期待される。

2008年度は、2007年度に採択し、2008年度に継続する11件案件について、評価基準での評価に加え、実施主体との面談も行い、成果を検証した上で、案件の継続支援、新規案件の採択を行う。

#### ⑤ ハノーバーメッセ 2008 パートナーカントリー参加

産業技術の世界最大の見本市「ハノーバーメッセ」から、我が国はパートナーカントリーとして参加を要請されており、機構では、約100社の日本企業・団体を取りまとめ、出展参加し、日本企業の技術・製品の取引、共同研究の支援を行う。また、ハノーバーメッセの併催シンポジウムとして、産業技術総合研究所と共催で「日独太陽電池イニシ

アティブ・シンポジウム」を開催する。

⑥ 日サ産業協力フレームワーク事業

昨年 4 月に設立された「日サ産業協力フレームワーク」の中で、サウジアラビアとのビジネス拡大、サウジアラビアへの投資を喚起するために、昨年度実施した調査成果の国内での成果普及を行い、日サ産業協力タスクフォース事務局や他関係機関との調整のもと、専門家派遣等を視野においた活動を展開する。

⑦ エネルギー・環境分野等への対応

我が国経済のみならず、世界経済の持続可能な成長を目指す上で、エネルギー・環境問題は大きな制約条件である。こうした課題の解決のため、機構として、その海外ネットワークを活用し、

(イ) エネルギー・環境分野等における海外動向の調査

(ロ) 二国間関係の強化を通じたエネルギー安定供給体制の確保や地球環境問題等の解決・経済基盤整備に資するようなプロジェクト形成調査の実施

(ハ) 途上国との原子力分野における協力

(ニ) 環境・エネルギー分野の展示会の場を活用した商談会の実施による国際アライアンス形成支援

(ホ) 「日中省エネルギー・環境協力相談窓口」を中国 5 ヶ所に設置し、中国企業に対して、相談業務や情報提供等の支援を行う。

等を、上記 (イ) ～ (ホ) に掲げるプログラムや関連する委託事業をも活用しながらエネルギー・環境問題に積極的に取り組んでいくこととする。

こうした活動により、2008 年度 1 年間で 3,500 件以上の商談を提供するとともに、次世代産業や技術に関する我が国企業と海外企業とのアライアンスの形成、地域産業の国際交流による地域の活性化等の具体的なアウトカムの実現を図る。さらに、国際的企業連携支援事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

### 3. 開発途上国との貿易取引拡大

#### (1) 基本方針

機構は、貿易・投資振興を通じて得たノウハウを活用し、開発途上国の経済を世界・日本市場につなげることを目的に事業を実施する。事業の実施に際しては相手国の自助努力を踏まえつつ、対象となる開発途上国の産業レベルや日本企業の集積度、日本経済や日本政府のニーズを総合的に分析し、開発途上国と日本経済、日本企業双方にメリットのある事業を編成する。

経済統合が進展するアジア地域では、経済連携協定 (EPA) 交渉で日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業の実施機関としての役割を果たすと同時に、

経済連携促進のための制度整備・運用支援等に資する事業を多面的に展開する。また、日本企業のアセアン地域大での活動に対応するアセアン・ワイド事業（南西アジア、中国を含む）を構築するとともに、アセアンの域内格差是正や先進アセアン諸国の産業高度化などに資する事業にも取り組む。

2008年5月末に横浜で、第4回アフリカ開発会議（TICADIV）が開催される。TICADIVに併せて「アフリカン・フェア 2008」を開催し、日本政府が進める開発イニシアティブ政策の促進に貢献する。

また、2007年1月の東アジアサミットでの「セブ宣言」で提唱され、2008年洞爺湖サミットの主要議題となる環境・省エネルギー問題にも、開発途上国の持続的な経済成長に不可欠な支援として、積極的に取り組む。日本の環境・省エネルギー分野の豊富な経験と蓄積された技術を活用した事業を展開する。

機構は開発途上国支援の中核機関として、日本企業や現地産業界等のビジネスニーズや要望などを取り纏めて、JICA、JBIC等とともに関係実施機関間の連携を図り、開発途上国向け事業の効果・効率を向上させる。

なお、ビジネス界のニーズを的確に汲み取り、我が国の政策に沿った効果的な事業を実施するために、政府受託事業や受益者負担など交付金以外の活動経費の導入にも積極的に取り組む。

## （２）活動方針

- ① 日本と東アジア等との経済連携の促進を図るため、日本と当該国政府との間で合意された貿易・投資拡大に協力する事業及び開発途上国の経済産業分野の制度整備・運用、産業人材育成支援並びに裾野産業育成支援などを実施する。
- ② 開発途上国の自律的かつ持続的な経済成長実現のため、中小企業等産業基盤育成支援など産業育成を実施する。具体的には、（イ）輸出産業育成支援、（ロ）中小企業育成支援、（ハ）裾野産業育成支援など。
- ③ 環境・エネルギーについては、開発途上国と日本経済、日本企業双方にメリットのある事業を実施する。
- ④ WTO ドーハ開発ラウンドの支援策として、2005年12月に日本政府が発表した「開発イニシアティブ」（LDC イニシアティブ）を踏まえ、2008年5月に横浜で開催される TICAD IVに併せて、アフリカの輸出促進を目的とした「アフリカン・フェア 2008」の開催や開発輸入実証事業、後発開発途上国を支援する一村一品空港展などの支援事業を実施する。
- ⑤ 開発途上国支援機関の連携を進める際に、日本企業及び現地進出日系企業ニーズを把握し、ODA タスクフォース、経済産業技術協力会議などで国別の事業実施や援助方針に反映させる。個別事業実施に際しても関係機関の連携による相乗効果を図る。

### 【地域別重点事業方針】

#### <アジア地域>

EPA 交渉が発効、あるいは合意に達しているタイ、マレーシア、インドネシアについては、当該国企業、日本企業双方向でビジネスチャンスが創出されるよう政府間で合意した買

易・投資拡大に協力する事業を実施し、途上国との Win-Win の関係構築を目指す。現在 EPA 交渉中のベトナム、インド、ASEAN については、EPA 交渉を意識した産業競争力の強化、裾野産業の育成、人材育成、投資促進といった支援事業を実施する。

また、日本企業の東アジア地域大での活動に対応する物流円滑化支援など広域事業を実施する。事業実施に際しては、アセアン域内統合の進展を踏まえ、ERIA やアセアン事務局など関係機関との連携を図る。進出日系企業の集積がある国においては、日系企業に資する裾野産業育成支援を行い、後発 ASEAN 加盟国（CLMV）等については中小企業支援や輸出産業育成支援など格差是正に対応した取り組みを行う。

環境・省エネルギー問題への取り組みを発展させ、アジアと日本経済、日本企業双方にメリットのある環境・省エネルギー協力事業を他関連事業との関係強化も含め構築する。

#### <中南米地域>

BRICs の一員であるブラジル、日本との経済連携が深化しているメキシコ、EPA が発効したチリの 3 カ国を重点国として、貿易・投資拡大に資する協力事業への取り組みを強化する。

また、中南米諸国と日本経済、日本企業双方にメリットがある環境・省エネルギー事業へ積極的に取り組む。

具体的には、ブラジルなど CDM プロジェクトが期待できる国においては、引き続き京都メカニズム推進事業を実施する。その他の国においても、日本の省エネ技術導入による CDM プロジェクトの形成支援や環境・省エネ普及に関する協力事業の策定を検討する。同事業実施に際しては、関係機関との連携や他関連事業との有機的な連携にも配慮する。

#### <アフリカ地域>

TICADIV に併せて「アフリカン・フェア 2008」を開催するとともに、開発輸入実証事業案件を積極的に活用するなど、LDC イニシアティブ事業を実施する。また、LDC イニシアティブを踏まえ、輸出産品育成支援を目的とした産業育成支援事業を実施する。

アフリカ最大の経済規模を有し、積極的にアフリカ域内への開発、投資を行っている南アフリカとの経済関係を強化するために、南ア政府より支援が求められている産業育成支援事業を、日本企業のニーズも考慮しながら実施する。

環境・省エネルギー問題へも取り組み、南アフリカを中心に有望 CDM 案件の発掘など、京都メカニズムを推進する。

#### <中東・北アフリカ地域>

中東の産業育成のモデルケースとして、エジプト輸出振興センター（EEPC）の輸出振興プログラム支援事業を継続して実施する。

イランは、市場規模が大きく、国内産業に水準の高い企業が存在し、我が国エネルギー政策上の重要国でもあることから、現地カウンターパートと組んだ中小企業育成事業など産業育成支援事業を実施し、ビジネスチャンスを創出する。

こうした活動により、国際政治及び経済の動向を反映した政策ニーズに基づく事業を機

動的に実施し、商談目的の事業については2008年度1年間で2,771件以上の商談を提供するとともに、開発途上国との貿易取引拡大事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。合わせて、支援対象国の輸出産業の成長、東アジア等における経済制度の整備・運用改善等の具体的なアウトカムの実現を図る。

## 4. 調査・研究等

### 〔1〕調査

#### 【調査】

##### （1）基本方針

- ① 我が国政府および産業界の海外情報インフラとして貢献する。具体的には、海外事務所のネットワークや現地人脈を通じて、迅速・機動的な情報収集を行い、世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向を的確に分析する。こうした情報収集・分析を通じて、「経済成長戦略大綱」、「新経済成長戦略」、「グローバル経営戦略」等国の政策遂行に寄与することを目指す（「政策との一体性・同時性」）。同時に、情報収集・分析を通じて、国の政策遂行のベースとなる我が国企業の国際事業展開を支援する。
- ② 的確かつ迅速に情報収集し独自の視点で分析するなど情報収集・分析の質を高め、政策決定者、企業経営者等にオープンソースインテリジェンスを含めた海外戦略情報を提供するとともに、経済連携等に関する政策提言を行う。あわせて、我が国企業が求める事業環境改善に関して情報収集・分析し、諸外国政府への提言に結びつける。
- ③ FTA・EPAによる経済統合の進展（日本のみならず第3国間のFTA・EPAの動向含む）、二国間・地域間の協力体制の構築、我が国企業の生産工程間分業体制の進展などを踏まえ、東アジアを情報収集・分析の最重要地域とする。
- ④ 政府機関としての中立性、広範な海外ネットワークなどシンクタンク、マスコミ等民間の海外情報提供機関にはない特徴を生かすとともに、取材・情報収集に協力し、これら民間情報提供機関との相互補完性を高めていく。
- ⑤ 情報収集・分析と情報発信・提供を一体的に実施する。我が国企業の海外展開などの情報分析結果を海外の政府関係者、有識者、企業経営者等に情報発信し、人脈形成を図り重要な情報源としても活用する。一方、我が国においては、政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等の各セグメントに応じた情報提供を充実するとともに、情報収集・分析のニーズを把握する。
- ⑥ 海外情報の収集・分析に不可欠なのはいうまでもなくヒト（人材）であり、育成すべき人材像を設定し、業務遂行プロセスを通じた on the job ベースでの人材育成（専門家育成）を目指す。

##### （2）活動方針

- ① 「政策との一体性・同時性」の観点から2008年度においては、ASEAN+6のEPA（CEPEA：

Comprehensive Economic Partnership in East Asia) などを通じて「東アジア経済圏を日本のイニシアティブで質の高い市場経済圏にする」(新経済成長戦略) という政府方針に貢献する情報収集・分析を実施する。アジア経済研究所をはじめとして関係部署が一体となって、東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)の設立に貢献する。

- ② 東アジア経済圏には我が国企業の生産ネットワークが構築されており、このネットワークはEPA網の整備などを通じてさらに強化される。こうした経済圏に関連する貿易・投資・産業情報、さらには注目されるトピックなど、我が国企業の経営判断に役立つ情報収集・分析を充実させる。
- ③ 我が国政府が推進する「デリー・ムンバイ産業大動脈構想」に関連し、インドの投資環境を調査するとともに、インド政府・産業界と我が国企業との対話の場を設定する。
- ④ 上記を踏まえ、東アジア経済圏を 2008 年度の情報収集・分析の最重要地域とする。東アジア経済圏は中国とその周辺国・地域(韓国、台湾、極東ロシア、モンゴル)にASEAN、インド、オセアニアを加えた地域とする。市場が急成長し自動車を中心とした投資が拡大しているロシアも最重要地域とする。
- ⑤ 事業重点国であるインド、インドネシア、ベトナム、ロシアについては、国別戦略の策定を踏まえた情報収集・分析を実施する。
- ⑥ 日本経済と密接な関係を有するとともに、中国との経済摩擦が生じつつある米国や韓国、ASEAN、インドとの FTA 交渉など急速に東アジアとの関係を強化しつつある欧州も情報収集・分析の重点地域とする。
- ⑦ 南ア、UAE、ブラジルについては、アフリカ、中東、中南米地域のビジネスの拠点(Gateway to the Region)との観点から情報収集・分析を強化する。
- ⑧ 世界各国・地域の政治・経済・産業等の動向、貿易・投資関連制度などの基礎情報を的確、迅速に収集してデータベース(「ジェットロ海外情報ファイル」<J-File>)として取りまとめ、ホームページを通じて広く公開する。「J-File へのアクセス件数(ページビュー)は年間 800 万件以上(\*)とする。(\*)「基礎データ・制度情報・統計」、「調査レポート」、「投資コスト」、「貿易投資相談 Q&A」の合計
- ⑨ 我が国政府の通商政策や我が国企業の国際ビジネス進展に資するべく、(イ) ビジネスリスク、(ロ) ビジネスチャンス、(ハ) ビジネスモデル(競合国・企業調査)、(ニ) 経済連携については重点的に情報収集・分析を行う。具体的には、「世界の環境ビジネス」、「新政権の経済・通商・産業政策」(米国、ロシア、韓国、台湾)、「アジアの産業再編成」、「ポストオリンピック～上海万博の経済展望」、「中国の WTO 履行状況」、「米国、欧州、中国、オーストラリアのアフリカ戦略」、「新興国大手企業の経営実態」(中国、韓国、インド)などをテーマとした情報収集・分析を行う。
- ⑩ 経済連携関連については、我が国の経済連携協定(EPA)の円滑な交渉(日 EU 間経済統合協定(EIA)についての検討など将来の交渉可能性を含む)や締結済みの協定に定められたビジネス環境改善に資する情報収集・分析を、経済産業省と連携して行う。
- ⑪ 我が国企業の海外事業展開戦略策定の参考とするため、「海外進出総合調査」(投資コスト比較調査、進出日系企業実態調査)、「海外事業活動調査」を実施する。実施にあたっては、情報の精度を向上させ、機構オリジナルデータとしての評価を一層高める。これら調査で判明した我が国企業が直面する事業環境上の課題について、当該外国政府に改

善を提言する。

- ⑫ 「通商弘報」(日刊)、「ジェトロセンサー」(月刊)、「ジェトロ貿易投資白書」(年刊)、「アグロトレード・ハンドブック」(年刊)の定期刊行物やセミナーを通じた情報提供は受益者負担を原則とする。これらの定期刊行物の購読者やセミナー出席者に対して「役立ち度」に関するアンケートを実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合を8割以上とする。
- ⑬ 海外の政治・経済・産業等を分析したレポートを作成する。
- ⑭ 貿易投資白書等の調査成果を活用して、世界の貿易・投資に関する UNCTAD との共同研究を引き続き実施する。
- ⑮ 産業調査員・広域調査員と密接に連絡をとり、的確かつ迅速な情報収集・分析を行う。
- ⑯ ミッション派遣、大型展示会開催などの機構の重要事業実施にあたっては、関連する国・地域の貿易・投資・産業情報を取りまとめ、参加企業に情報提供し事業成果に貢献するとともに、通商弘報、セミナー、シンポジウムなどを通じて幅広く広報する。
- ⑰ 日本企業の海外ビジネス支援の観点から、海外における最新の展示会情報や見本市業界の動向に関する調査等を行う。
- ⑱ 農林水産物については、特に輸出促進の観点からアジア諸国をはじめとする地域的な視点により、海外有望市場調査を強化する。日本の食料貿易の主要相手国における需給動向・貿易制度等の調査を行うほか、食料調達先国については、食の安全確保状況に関する情報を入手する。また、農林水産省、業界団体等からの受託により、海外の農林水産物の生産・価格・農業施策および貿易動向に関する調査を行う。
- ⑲ 顧客が求める情報(ニーズ)に応じた情報収集・分析を行うため、J-File や通商弘報のログ分析、セミナーの CS 調査、TIC(貿易投資相談案件 DB)、日々の問合せ、機構利用者のアンケート結果等によって、我が国企業の情報ニーズを把握し、それを情報収集・分析に反映させる。
- ⑳ 情報収集・分析の具体的成果事例(アウトカム)として、(イ)わが国政府の政策実施に貢献した事例、(ロ)わが国企業がビジネスに結びつけた事例、(ハ)情報収集・分析結果を相手国政府に提言した結果、事業環境改善が図られた事例、(ニ)マスコミ等を通じて情報収集・分析結果が広く広報された事例を収集する。

#### 【情報提供】

- (1) 情報収集・分析と情報提供の一体化の観点から、海外調査部内に特別チーム(成果普及チーム)を設置し、講演会・セミナーを最低月1回以上アレンジする。
- (2) 重要な情報収集・分析結果については、記者発表、資料配布等を通じて、メディアを通じた情報提供を強化する。
- (3) 業界団体等からの講演会・セミナーへの講師派遣依頼、原稿執筆依頼については、機構の情報収集・分析結果の重要な情報提供手法としてとらえ、原則として業務の一環として対応する。
- (4) 情報感度の高い中小企業関係者に、経営判断に資する情報を提供するとともに、情報ニーズ把握のためのネットワークとして活用する。
- (5) 出版物：定期刊行物として、「通商弘報」(ウェブ+メール)、「ジェトロセンサー」、



「ジェトロ貿易投資白書」、「アグロトレード・ハンドブック」、「Food & Agriculture」、を制作・販売する。「通商弘報」は、原稿入稿から記事掲載までの時間短縮を引き続き図っていく。特定テーマの情報収集・分析結果は単行書（有料出版）を通じた普及を目標とする。単行書作成にあたっては採算性を重視し、オンデマンド出版も活用する。

- (6) メールマガジン：「American New Policy」（米国）、「ユーロトレンド」、「ロシアNIS情報」、「カルタ・デ・ジェトロ」（中南米）、「中東アフリカ・メールニュース」を作成し、地域毎に関心を持つ企業関係者に情報提供する。これらメールマガジンを通じた我が国企業とのネットワーク構築を検討する。「Jファイル新着お知らせメールマガジン」はウェブサイト等への顧客導入ツールとして活用を図る。一方、「ワールド・インフォトレイン」は、通商弘報や出版物の販促と同時に広告掲載媒体として活用を図る。
- (7) ウェブサイト：月間 200 万人前後のサイト訪問者数があり、機構としては映像メディアと並び、最大級のメディア。上記のメルマガやテレビ放送、出版等との効果的な連携を図り、情報提供力を強化する。特に国・地域別ページを効果的に活用し、特定の国や地域に関心を寄せる顧客を確実に確保する。
- (8) データベース：「ジェトロ海外情報ファイル」（「貿易投資相談Q&A」を含む）、「J-messe」等を効率的に運営する。内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図る。
- (9) 映像媒体（「世界は今」）：機構の諸活動を通じて収集・分析した情報に基づき、国際ビジネス情報番組（15分/週）を制作し、TVおよびインターネットを通じて毎週放映する。番組情報を通じて、機構の潜在的顧客拡大を目指す。

機構本部の実施する調査・研究結果は、定期刊行物等を通じて普及させ、民間分野の調査での活用を促し、同調査との連携、相互補完を図る。定期刊行物の購読者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## **〔2〕 研 究**

### **【開発途上国研究】**

#### **(1) 基本方針**

第二期中期計画では、現下の世界情勢を鑑み、「中国総合研究」、「インド総合研究」、「東アジアにおける地域統合」、「貧困削減と開発戦略」を重点研究としており、2年度目の2008年度もこれらの分野に重点的に資源を投入し、政策目的や産業界・学界等の各層ニーズに幅広く対応する。とりわけ、アジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点をおくこととする。また、「東アジアにおける地域統合」については東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）と連携して海外研究者との議論を深めながら政策提言を行う。

なお、研究所では世界最先端の理論研究を押さえながらも引き続き現地研究に軸足を置き、英文発信を充実させ世界水準の研究所を目指す。

## (2) 活動方針

### ① 重点研究

#### (イ) 中国総合研究

中国がアジア、世界経済における存在感を高める一方で、国内においては急速な経済発展に伴う種々の問題が顕在化している。研究所は、中国自身が抱える問題の実態を分析し、今後の経済発展、政治変動に関する中長期的な展望と、内在するリスクの評価を試みる。

#### (ロ) インド総合研究

インドは安定した経済成長を遂げてきた一方で、地域格差が拡大し、後発地域では依然として貧困が深刻な問題となっている。格差の拡大やグローバル化がもたらす急速な変化によって、政治問題や社会問題も生じている。今年度は民主主義体制と経済成長の諸条件に焦点を当て分析するとともに、中国との比較研究に取り組む。

#### (ハ) 東アジアにおける地域統合

東アジアでは、FTA や EPA の締結が進み、制度と実態の両面で経済統合が急速に進展している。統合に伴う貿易や投資の自由化は、アジア地域全体の経済成長を加速する一方、域内諸国間や国内地域間、外資系・国内企業間の格差を助長することが懸念されている。研究所は、域内の産業・貿易構造の変化や部品調達網の展開、産業集積形成等に注目し、地域統合に伴う諸問題を多角的に分析する。

#### (ニ) 貧困削減と開発戦略

開発途上国における貧困削減に長期的視野を持って取り組むためには、マイクロ・ファイナンス等の新しい制度的枠組みと貧困削減という政策目標とを密接に関連づけることが必要である。その上で、これまでの貧困削減の議論から取り落とされがちであった障害者や高齢者といった社会的弱者と、紛争後の平和構築に、分析の光を当てる。

### ② 経常研究

経常研究は中期計画の期間を越えて長年研究所が実施してきた研究事業である。基礎的なアジア諸国の政治経済動向分析や、アジア国際産業連関表の作成と利用、貿易データベースの維持などを引き続き実施する。

### ③ 基礎研究

①、②のほか、基礎研究は「浸透するグローバリゼーションと経済主体」「社会変動と政治制度」に関するテーマを優先しながら実施する。2007 年度から引き続き研究者個人の執筆能力の向上を目的とした個人研究を大幅に拡充し、内外の著名ジャーナルへの単著論文の投稿等を促す。

(イ)「浸透するグローバル化と経済主体」

開発途上国は WTO などの国際機構への参加や FTA 網の構築、外資取り込みのための国内環境整備などを通じて国内市場の開放度を高めつつあり、グローバル化の影響は各国の経済・社会の細部にまで及んでいる。グローバル化の浸透は多国籍企業進出のあり方を変化させただけでなく、開発途上国企業による新たな事業展開をも誘発している。本テーマでは、グローバル化に伴う環境変化に対応する開発途上国の経済主体に関する研究を行う。

(ロ)「社会変動と政治制度」

近年、開発途上国は、経済成長、グローバル化、国内紛争などを要因とした顕著な社会変動に直面している。こうした社会変動は、国内の政治組織に多様な影響を与えている。民主主義という政治制度を例にとれば、1980 年代以降多くの開発途上国が民主化を遂げたが、民主主義制度やその担い手もまた、社会変動のなかで適応や変化を迫られている。本テーマでは、社会変動との関係で開発途上国の政治制度を捉えつつ、その実態や直面する課題などに関する研究を行う。

④ 機動研究

国民の関心の高い課題、緊急発生的な問題に随時対応し機動的に調査・研究を実施するとともに、その成果を迅速かつ的確に、多様な手段を用いて発信していく。研究課題は随時設定する。

⑤ 連携研究

研究所と大学、研究機関、地方自治体等が開発途上国に関する諸問題について研究課題を設定し、双方の知見を活かした共同研究を実施する。

⑥ 受託研究等

政府各機関、民間企業等からの受託研究を実施するとともに、科学研究費補助金等の競争的研究資金の獲得を目指す。

⑦ ERIA 関連研究プロジェクト

東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) を支援するための関連調査・研究プロジェクトを実施する。

研究成果については、外部専門家の査読による評価を行い、5 点満点の総合評価で平均 3.5 点以上を確保する。

⑧ 海外研究員制度

国際機関、海外の大学・研究機関に研究者を派遣することにより研究ネットワークを拡大・強化、研究交流の促進を図る。研究者の海外派遣は、研究交流のみならず研究者個人のキャリアパスにとっても重要なため、引き続き派遣候補者の研究計画については事前評

価を実施する。

⑨ 海外客員研究員、短期受入研究者、インターンシップ

海外客員研究員については、地域のバランス、研究分野、研究所事業への貢献などを基準に選考し、研究交流、ネットワーク強化に役立てるとともに魅力的なプログラムを提供することで客員研究員自身にとっての満足度を高める。また他機関の財政負担、要請による短期受入研究員、海外インターン生を受け入れ幅広く研究交流を行う。

⑩ 国際会議等への参加・発表の促進

研究者の学会、国際会議への参加、Global Development Network (GDN) 等での研究発表を奨励し、世界的な発信と研究交流を推進する。

**【成果普及】**

**(1) 基本方針**

調査研究の成果について、その目的（政策形成過程における政策官庁の選択肢の拡大への寄与、途上国理解の促進、学術水準の維持・向上）、対象（途上国研究者、政府、内外経済協力機関、ビジネス界、学生等）、手段（出版、セミナー・講演会、ウェブサイト）別に整理し、最も効果的な成果普及を行うとともに、成果普及手段の高度化を図る。なお、本部広報課と連携しながら研究所の活動のPRにプレスリリース等、外部メディアを積極的に活用する。また、これまで用いてこなかった媒体（テレビ等）の活用を試みる。特に、貿易・投資など経済協力に係る政策立案に直接貢献するため、経済産業省、外務省などの関係官庁、政党に対し情報提供・講演会活動を積極的に実施する。

**(2) 活動方針**

① 出版

出版については「世界水準の研究所」にふさわしい質の向上と、幅広い読者層への訴求力向上の双方を見据え、企画・編集・印刷・販売の各工程を見直し、業務のアウトソース化を含めた業務の効率化と機能の強化を図る。

出版物の品質を維持するため、引き続き全ての有料出版物は査読を経た上で出版する。国内外の外部出版社から出版するものについても同様とする。

英文機関誌は全てのバックナンバーを Blackwell Publishing のウェブサイトにもホスティングすることにより、雑誌としての知名度向上を目指す。英文単行書は海外への成果普及を拡大させるため、海外出版社を通じた出版を強化する。

また、和文機関誌は電子版を EBSCO Publishing 社等のデータベースとして販売することにより、雑誌としての知名度をさらに向上させる。和文単行書は学術書として定評のある「研究双書」とともに、国内での途上国理解の裾野を広げるため「アジ研選書」（啓蒙書）の出版数を増やす。

② ウェブサイト

ウェブサイトを内容、更新の両面で充実させ、写真等のビジュアル情報を活用して効

果的な情報発信を行う。調査研究（テーマ）情報、研究者情報、出版物（書籍、報告書、レポート）情報の充実を図るほか、一定期間を経過した有料出版物の全文情報公開の定着を図る。

ウェブサイトによる情報発信については、2007年度にアクセス・ログ解析結果を分析し、英文ページの改善を行ったところであるが、2008年度はアクセス・ログ解析を高度化させ、ウェブサイトの効果の分析と改善の循環を確立するとともに、ニーズの高い書籍情報の充実、英文表現の改修等を行う。また、2007年度に導入したCMS（コンテンツマネージメントシステム）について、2008年度は同システムの導入と定着を図り、効率的、効果的なページ制作を行う。

### ③ 講演会、セミナー、国際シンポジウム等

成果普及を戦略的に実行するため、政・官、企業・ビジネスマン、研究者・学生など、関心や対象に対応した各種セミナーを実施する。

世界銀行、朝日新聞との共催シンポジウムを引き続き開催する。その他にもアジア開発銀行、国連等外国機関、国内外著名大学等との共催による国際シンポジウム、セミナー、研究会ベースの国際合同セミナー、海外での講演会など多彩な活動を通じ研究所のプレゼンスを高めていく。

さらに、地方での講演会等を実施するとともに、出版物の刊行、図書館活動などと連動した講演会やプレスリリースなどを実施する。

なお、講演等による成果発表（プレゼンテーション）の技術は、顧客の満足度に大きな影響を及ぼすため、この技術向上のための研修を充実させ、アジ研ブランドイメージの一層の向上を図る。

### ④ 賛助会員制度

賛助会員制度については、法人会員が減少傾向にあり、座視することなく様々な方策をもって会員数を維持、拡大することが喫緊の事項である。

具体的には、賛助会員からの意見を吸収し、サービス内容（会員向け特別講演会の実施など）の拡充を図る。

### ⑤ 発展途上国研究奨励賞

日本の開発途上国研究の水準向上と若手研究者の研究奨励を目的に、途上国研究に関する優秀図書、論文を選定、表彰する。2008年1～2月で募集、6月までに選考終了、7月に表彰式を予定。また、表彰式にあわせた、受賞者による講演会等を行う。

### ⑥ 映像資料による成果普及

文字とともに映像も重要な媒体である。写真、ビデオ、TV出演を通じた研究成果普及のあり方を検討するとともに、ウェブサイト、講演会・セミナー・国際シンポジウム等における活用を検討する。また、広く情報を発信する手段としてテレビ番組を積極的に活用する。

## ⑦ ERIA 支援に関わる成果普及

バンコク研究センターにて行われる研究活動の成果を調査研究報告書としてとりまとめるとともに ERIA 事務局を通して東アジア経済大臣会合等へ政策提言を行う。また、ERIA が実施するシンポジウム、セミナーを支援する。

これらの活動を通じ、調査・研究成果を国民に広く還元するという観点から、出版、セミナー、ウェブサイト、映像、面談等を通じて、政策決定権者、企業関係者、有識者、学界など各層のニーズ・特性に応じて成果の普及を図っていく。セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。研究所のウェブサイトへのアクセス件数（ページビュー）は、2008年度1年間で600万件以上、論文のダウンロード数を2008年度1年間で130万件以上とする。

## 【開発専門家の育成】

### （1）基本方針

開発スクール（アイデアス:IDE Advanced School）において、途上国研究に関する豊富な蓄積と人的資源を活用し、途上国の経済・社会開発に寄与する高度な知識を有する開発専門家を育成する。

### （2）活動方針

#### ① 日本人研修事業

- （イ）日本人研修生に対し、海外大学・国際機関等からの海外客員教授を積極的に招へいし、実習を多く取り入れた開発専門家育成のための実践的な授業を行う。
- （ロ）開発援助機関の動向の情報収集を行うとともに、日本人研修生へのアンケート調査も踏まえ、日本人研修生の進路に即したカリキュラム編成を行う。
- （ハ）進学・進路指導を強化するとともに、修了生・援助関係機関等に関するデータベースを整備し、開発関係ネットワークを活用して、国際機関・開発関係機関への就職活動のバックアップを積極的に行う。
- （ニ）講師陣、修了生等を活用し、開発問題セミナーおよび都心での専門講座、模擬講義を行うとともに、ホームページでの講義概要、開発の現場で活躍する修了生の活動紹介等を充実させ、アイデアス・プログラムの広範囲な浸透を図る。

#### ② 外国人研修事業

- （イ）外国人研修生に対し、日本の経済発展・開発の軌跡とともに、社会開発、環境問題など日本経済・社会が抱える問題点について、授業とともに、工場見学等のスタディツアーを充実させ、効果的なプログラムを実施する。
- （ロ）開発関係の研究機関等に属する研究員も含めた CLMV 諸国の受け入れを促進し、同地域のキャパシティ・ビルディングに貢献する。
- （ハ）大学・関係機関と連携し、修了生に対し、フォローアップセミナーによる再研修を行い、途上国の経済開発の取り組みに寄与する

(二) 修了生の帰国後の現況を調査し、データベースを整備するとともに、海外での活動状況をホームページ等で紹介する。また、本プログラムを通じ、各国の開発行政機関、援助関係機関等とのネットワークを強化し、現地での事業活動促進に努める。

これらの活動を通じ、内外の研修生に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## 【研究所図書館】

### (1) 基本方針

わが国における開発途上国研究のインフラであるとともに、開発途上国研究専門図書館として積極的に情報発信を行い、引き続き利用度の向上と利用者からの高い満足度の確保を目指し、次の点に配慮した資源配分を行う。また、2009年度中に図書館運營業務について官民競争入札を実施するための準備作業を行う。

### (2) 活動方針

- ① 開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を収集・整理し広く国内外の研究者などに開放・提供するため、2003年3月に作成した「資料収集方針・選書基準」に基づき資料収集を効率的に行い、迅速な整理・提供を行う。この際、電子資料についても積極的かつ効果的に収集・提供する。
- ② 来館者、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高め、蔵書の利用度を向上させ、2008年度は前年度比10%増の年間3万9,000冊程度の利用冊数を確保する。このため、タイムリーに図書館活動を広報し、また引き続き新着アラートサービス（希望雑誌の最新号到着情報、希望分野の新着資料情報の配信）、都心の図書館サテライト、図書館相互貸借制度の活用等によるサービスを展開する。
- ③ 図書館利用者に対するサービスを充実させるため、以下の取り組みを行う。
  - (イ) 現在公開中のアジ研デジタルアーカイブスの拡充を図る。特に「近現代アジアの中の日本」については、関係機関と連携して情報ポータル機能を強化する。また、デジタルアーカイブスを含めネット上に展開している研究所図書館システムについて、利用者からの要望・意見を反映させ、より利用しやすく、安定したシステムとする。また、国内の大学図書館でも機関リポジトリは徐々に数を増やしており、全国組織も作られた。今後は大学図書館の機関リポジトリとも連携を取りながら、「アジ研学術研究リポジトリ」(ARRIDE)を更に充実させる。
  - (ロ) 開発途上国研究専門図書館として途上国に関する重要な一次資料である統計を収集してきたが、統計資料のウェブ版公開など発行形態の変化が著しい。このため途上国の統計資料事情を国毎に精査し、欠号補充や新たな統計資料の発掘、収集に取り組む。
  - (ハ) 劣化資料のマイクロ化、デジタル化を実施しつつ、酸性化が進んでいる資料について脱酸処理など保存・劣化対策を実施するとともに、現在の研究所図書館の資料保存環境を評価し再検討する。
- (ニ) ウェブサイト等を利用した図書館からの情報発信活動を積極的に行うとともに、国

立国会図書館、国立情報学研究所、専門図書館協議会等の関係機関・団体との連携の下でサービス向上に取り組む。また、研究所での学会開催やその時々で注目される途上国問題などに関する資料展示会を開催する。

- (ホ) 利用者アンケート、御意見箱などを活用して、利用者の満足度やニーズを把握し業務改善に資する。

これらの活動を通じ、2008年度1年間の資料利用冊数を3万冊以上とする。また、図書館の利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

### **〔3〕 情報発信**

#### **(1) 基本方針**

- ① 機構は諸外国において、政府と民間双方に足場を置く機関としての評価が定着している。こうした評価を活用して、日本の貢献・魅力・立場を中心とするメッセージを発信することにより、我が国と諸外国との経済・産業交流の緊密化や我が国企業の円滑な海外展開への基盤整備に寄与する。
- ② 我が国企業の東アジアにおける国際事業ネットワークの進展などから、欧米諸国は日本を含む東アジア経済圏を一体としてとらえている。さらに、米国は APEC や FTA 交渉などを通じて、EU はパートナーシップ協定や FTA の交渉を通じて、東アジアとの関係を強化しつつある。したがって、東アジアの政府関係者、産業界、学界にとどまらず、欧米も東アジア経済圏をテーマとした情報発信の対象とする。
- ③ 情報収集・分析（調査）と情報発信・提供を一体的に実施する。我が国企業の海外展開などの情報分析結果を海外の政府関係者、有識者、企業経営者等に情報発信し、人脈形成を図り重要な情報源としても活用する。一方、我が国においては、政策決定権者、大企業経営者、中小企業経営者、有識者等の各セグメントに応じた情報提供を充実するとともに、情報収集・分析のニーズを把握する。
- ④ 2006年10月20日の閣議了解により、2008年サラゴサ国際博覧会及び2010年上海国際博覧会の参加機関に機構が任命されたことを踏まえ、サラゴサ国際博への日本国政府の公式参加にかかる業務を実施するとともに、上海国際博への参加準備を進める。これらを通じて、我が国のライフスタイル、価値観、文化や最先端技術を発信していく。

#### **(2) 活動方針**

- ① 「東アジア・セミナー」を米国（ワシントン）において引き続き開催し、東アジア経済圏における日本の立場・貢献について定期的に情報発信する。
- ② 日本と中国を結ぶ経済イベントとして日中企業間の WIN-WIN の協力関係を築く交流の場として「日中経済討論会」を引き続き開催する。
- ③ 日越間の経済情勢への理解を深めビジネス促進を図り、人脈形成および情報発信を行うため、経済関連団体と協力して、「日越ビジネスフォーラム」等を開催する。
- ④ 東アジア諸国からジャーナリスト・有識者を招聘し、我が国有識者との意見交換や企業



訪問などを通じ、我が国経済の現状や東アジアにおける経済連携に果たす我が国の役割について理解促進を図る。

- ⑤ 日露両国の産業交流促進に資するため、産業政策等について専門家間で議論を深める「日露専門家対話」を日本で開催する。
- ⑥ 2008年5月28～30日に横浜で開催される「第4回アフリカ開発会議」(TICADIV)にあわせて、アフリカン・フェアが開催されるが、世銀等の国際機関と協力して、民間企業の貿易投資によるアフリカ開発などをテーマとしたシンポジウムを開催し、貿易投資を通じた我が国のアフリカ諸国の経済発展への貢献について情報発信する。
- ⑦ 我が国政府首脳の外訪訪問や外国首脳が我が国訪問の際には、関係省庁、現地大使館と連携して、ビジネス関連セミナーの開催、現地紙への寄稿などを通じて、効果的な情報発信を行う。
- ⑧ 情報収集・分析結果を英文化し情報発信を強化する。特に、我が国のEPA・FTA戦略、我が国企業の国際展開など東アジア経済圏に関する情報収集・分析結果を英文化する。
- ⑨ 海外事務所においては、政府首脳、政策立案に影響のあるエコノミスト・研究者、マスコミ関係者、ビジネスリーダー等の人的ネットワークを構築・拡充し、機構の活動、日本の立場・貢献・魅力などについての情報発信に努める。また、情報収集・分析結果、事業成果を有効に活用し、セミナーや記者との面談などを通じた情報発信を行う。情報発信の具体的成果事例(アウトカム)として、現地有力者のポジティブなコメントや現地マスコミ報道を重要な指標の一つとする。
- ⑩ 本部において、海外事務所の情報発信テーマ等に関するニーズ把握を行うとともに、情報発信素材等の面での海外事務所への支援に努める。あわせて、在日外国プレス懇談会の開催や取材協力を引き続き実施するとともに、同プレスに対する情報発信を強化する。
- ⑪ 2008年サラゴサ国際博への日本出展を実施する。また、2010年上海国際博については、上海センター内に設置した「上海国際博覧会情報センター」を拠点として関連情報を収集し、関心日本企業等へ提供するなど、官民一体での日本の出展に向け、参加機関として準備を推進する。
- ⑫ 海外で開催される主要な展示会にジェトロブースを展開し、我が国の経済、産業、技術、投資環境等をテーマに、実機、パネル、映像媒体等を活用した情報発信を行う。とりわけ2007年7月に事務所を開設したロシア・サンクトペテルブルクにおいて広報参加を行う。
- ⑬ 産油国との経済交流を拡大し、エネルギーの安定供給を確保する目的で、引き続き受託展示事業に取り組む。
- ⑭ グローバルな経済関連国際会議や有効な二国間会合に理事長・副理事長を始めとする役員等が参加し、そこに集った有識者・オピニオンリーダー等に対して直接情報発信を行う。

こうした活動において、セミナー・シンポジウムの参加者等に対して「役立ち度」に関するアンケートを行い、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

## 〔4〕貿易投資相談

### （1）基本方針

- ① 貿易投資相談業務とビジネスライブラリー運営を通じて、個別企業の国際ビジネス展開を支援する。
- ② 受益者負担を基本としたビジネスサポートサービスの一層の普及を図りビジネス具体化のための各種個別支援を実施する。
- ③ 事業実施にあたっては、引き続き高い顧客満足度の獲得を目指すとともに個別・具体的なお役立ち事例の把握・収集・広報に努め、サービスの向上や機構のプレゼンスの向上に貢献する。
- ④ 貿易投資相談が機構の顧客対応の最前線であることを認識し、相談を通じて把握する企業ニーズを他事業の展開にも繋げるべく組織内の情報共有を強化する。
- ⑤ 貿易投資相談への対応の質的向上のため、職員に対する各種研修を実施するとともに貿易情報センター等への情報提供を行う。
- ⑥ ジェトロメンバーズについては、引き続き新規会員の獲得に組織を挙げて取り組むとともにメンバーズの定着を図る。
- ⑦ 人材育成事業については、貿易実務オンライン講座についてその受講を促進し、ビジネス日本語テストについては円滑にテストを実施するとともに外部移管を行う。
- ⑧ ビジネスライブラリー運營業務の、2009年度中の官民競争入札実施に向けた準備作業を行う。

### （2）活動方針

- ① 貿易投資相談業務全般について、制度・市場情報の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行う。
- ② 東アジアを中心とした経済連携協定（EPA）締結の進展を踏まえ、日本企業によるその活用を促進するため、協定ごとの原産地規則、原産地証明取得に関する手続きやEPAを活用した海外での事業展開方法についてセミナーを開催するほか、ウェブによる特惠関税率情報等の提供や個別面談によるきめ細かい情報提供・支援を行う。
- ③ 中国ビジネス相談デスクについては、ビジネスに直結する貿易・投資制度の変更等を積極的に情報収集し、対中ビジネスのリスクも含めた的確な情報提供・助言を行う。このため国内外の関係職員・アドバイザー間の情報共有を進展させる。
- ④ 日本企業の高い関心を踏まえ 2007 年度に設置したインドビジネス相談デスクでは、国内外事務所の関係者間の情報共有を進め、最新情報を踏まえた的確な相談対応を行う。
- ⑤ 貿易情報センターが設置されていない地域での貿易投資相談・情報提供ニーズに対応するため、全額自治体負担による地域貿易投資相談支援事業（情報デスク）を引き続き実施する。また、貿易投資アドバイザーが常駐していない貿易情報センターを中心に、外部専門家を活用した巡回個別相談を行う。さらに、貿易情報センター職員に対して、各種研修を行い、貿易情報センター新体制下での相談対応能力の向上を図る。
- ⑥ 貿易投資相談データベース（TIC）については、在アジア事務所の案件登録、国内外事務所間の情報共有意識を定着させ、相談の約7割を占めるアジア関連相談対応の質的向

上を図る。また、登録・蓄積された案件については、企業の国際ビジネスや行政の政策形成等に役立つ視点で傾向・特性分析を行い、定期的に対外発信する。同時に、事業、調査と相談対応を TIC で連携させ、お役立ち事例の創出に貢献する。ウェブを通じた貿易投資関連情報（貿易投資相談 Q&A、規格情報、政府調達情報）の発信は、2006、2007 年度のアンケート結果を基に、利用者の声を反映したコンテンツの改訂、拡充を効率的に実施し、アクセス数の増加を目指す。

- ⑦ 機構が保有する唯一の総合的な引合媒体である TPPP は、引合情報に加え国際ビジネスの関連情報をウェブ上で提供する。また、登録案件の信頼性の向上に留意したデータベースの管理・運営を行う。加えて、2007 年度に引き続きデータベース管理ツールの改修を行う。
- ⑧ ビジネスサポートサービスの一層の普及を図るため、内部向けの研修を引き続き実施するほか、外部への広報を積極的に行う。顧客のニーズを的確に把握し、海外ブリーフィングの提供、ビジネスアポイントメントの取得、海外ミニ調査・海外市場調査の実施、研修受託サービスの提供等、適切なメニューを紹介することで国際ビジネスの具体化を支援する。
- ⑨ ビジネスライブラリーは、日本企業のみならず対日投資を行う外国企業、また、組織内利用者のニーズを反映した資料および電子情報の収集・提供を行う。積極的な広報活動により利用者の拡大を図るとともにレファレンス機能の強化に努める。さらに、地方貿易情報センター内分館への支援を引き続き行う。また、2009 年度中にライブラリー運営業務について官民競争入札を実施するための準備作業を行う。
- ⑩ 機構のプラットフォームであるジェトロメンバーズについては、引き続き新規会員の獲得に組織をあげて取り組む。また、情報提供サービスに加え、ビジネス支援に重点を置き、実際の活用事例等を用いた広報の強化や会員訪問により各種ビジネスサポートサービスの活用を促進し、メンバーズの定着を図る。他の会員制度については、関係部署と連携し会員へのサービス提供に努める。
- ⑪ 貿易実務オンライン講座については、従来の「基礎編」、「応用編」に加え、2007 年度に開講した「英文契約編」について受講を促進する。引き続き受講料による 100% 受益者負担で事業を運営し自己収入増に貢献する。以上により 4,400 人以上の受講者数を確保する。
- ⑫ ビジネス日本語能力テストは、2007 年度に決定した外部移管先への資産、実施ノウハウの移管を行う。2008 年度中の試験については、移管先への引継ぎを兼ねて 6 月と 11 月に円滑に実施する。中国において教育部試験センターと提携し、現在大連 1 ヶ所のみで実施しているところ実施箇所を 7 ヶ所に拡大し、収益基盤を強化する。

これらの事業を通じて、①、⑨、⑪では、サービスの利用者に対して「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

またこうした活動により、制度・市場情報等の一層の整備・蓄積を図り、公平性や信頼性を保持しつつ、企業の個別ニーズに合致した的確な対応を行うことにより、我が国企業の個別ビジネスへの貢献等の具体的なアウトカムの実現を図る。

### Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。その他、以下の取り組みを行う。

#### 1. 自己収入拡大への取り組み

第一期中期目標期間においても自己収入の拡大に向けて取り組んできたところであるが、今般の行政改革の主旨を踏まえ、それぞれの事業ごとに適切な目標を設定のうえ、第一期中期目標期間中の実績を上回る自己収入の増加に向けた経営努力を継続し、国への財政依存度の引き下げに引き続き取り組むこととする。

具体的には、受益者が特定できること、受益者に応分の負担能力があること、負担を求めることで事業目的が損なわれないことといった条件を踏まえつつ、例えば、対日投資ビジネスサポートセンターの運営、セミナーの開催、展示会・商談会の開催等について、より適正な受益者負担を積極的に求めていく。また、地域における国際的企業連携支援事業（地域間交流支援（RIT）事業）についても、事業実施主体の費用負担の増加を図る。また、地方自治体、民間企業等から委託事業の受託の要請があった場合、機構に蓄積された知見、ノウハウ、あるいは業務の遂行能力が高く評価された結果と考えられるため、機構の事業領域に直接的に適合する内容であれば、積極的に受託を検討する。また、中央諸官庁が公募等により事業者を決定する委託事業については、事業の内容が機構の事業領域に直接的に適合しており、保有する各種のリソースの有効かつ効率的な活用を通じて社会貢献が可能と判断される場合には公募等に応じる。

#### 2. 決算情報・セグメント情報の公表の充実等

事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、機構の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

### Ⅳ. 予算、収支計画及び資金計画

別添のとおり。

### Ⅴ. 短期借入金の限度額

6, 677百万円

(理由) 運営費交付金及び補助金の受け入れが最大3ヵ月分遅れた場合、事故の発生等に

より緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3ヵ月分を短期借入金 の限度額とする。

## VI. 重要な財産の処分等に関する計画

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の廃止、地元自治体との協議等を踏まえ、以下の財産の処分を行う。

- ・大阪りんくう FAZ 支援センター（大阪府泉佐野市りんくう往来北1丁目）

## VII. 剰余金の使途

- ・ 職員教育の充実
- ・ 海外有識者、有力者の招へいの追加的实施
- ・ 展示会、セミナー、講演会等の追加的实施（新規事業実施のための事前調査の実施を含む。）
- ・ 先行的な開発途上国研究の実施

## VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1. 施設・設備に関する計画

なし

### 2. 人事に関する計画

#### 職員の専門性の更なる向上

- ・ 第一期中期計画で再構築した研修制度のうち、基礎研修を入構1、2年目の職員に対して実施し、英語能力、貿易実務、外国企業誘致、経済基礎、財務・会計、顧客サービスの基礎知識習得を徹底する。また、語学研修生派遣を通じ、若手職員の特殊語学能力の向上も目指す。
- ・ 基礎パス研修を終え、マネジメント職コース、専門職コースを選択した者に対し、マネジメントスキル向上、特定の地域・国、テーマについての知見蓄積、貿易実務・投資実務能力向上等を目的とした能力開発講座を実施する。さらに、経理・財務等の科目が履修できる大学院等への職員派遣を通じ、業務別の専門家・実務家育成を図る。
- ・ 研究職員については、現地語研修や現地調査を通じて、インタビュー方法の習得や現地機関・研究者とのネットワーク構築を促進させるとともに、その後の海外研究員派遣制

度で、研究の深化のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

- 一方、学問的な知見の蓄積を得るため、理論研修の実施、研究所での有志勉強会および国内大学院博士課程通学支援等を通じて博士号取得を積極的に支援する。

以 上

## ○予算（平成 20 年度）

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	23,885
国庫補助金収入	2,382
受託収入	8,628
うち国からの受託収入	7,895
うちその他からの受託収入	733
業務収入	3,880
その他の収入	301
計	39,076
支出	
業務経費	28,688
受託経費	8,239
一般管理費	2,149
計	39,076

○収支計画（平成 20 年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	39,041
經常費用	39,026
業務経費	28,301
受託業務費	8,239
一般管理費	2,113
減価償却費	373
財務費用	15
臨時損失	0
収益の部	39,041
運営費交付金収益	23,627
国庫補助金収入	2,382
国からの受託収入	7,895
その他からの受託収入	733
業務収入	3,880
その他の収入	89
資産見返負債戻入	232
財務収益	203
臨時収益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0



○資金計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	39,506
業務活動による支出	38,668
業務経費	28,313
受託業務費	8,239
その他の支出	2,116
投資活動による支出	281
財務活動による支出	128
翌年度への繰越金	429
資金収入	39,506
業務活動による収入	38,864
運営費交付金による収入	23,885
国庫補助金による収入	2,382
国からの受託収入	7,895
その他からの受託収入	733
業務収入	3,880
その他の収入	89
投資活動による収入	300
財務活動による収入	212
前年度よりの繰越金	130